

子育て応援ナビ



こんぺいとう広場 ③

こんぺいとう広場では、やわらぎ・松の木両保育園で園庭開放を行っています。

- 【とき】** ○やわらぎ保育園 8月4日(土) 盆踊り
受付時間：午後5時～
○松の木保育園 8月7日(火)
開放時間：午前9時45分～11時

- 【対象】** 1～4歳未満のお子さんと保護者
【内容】 各園へお問い合わせください。
※着替え、水筒(お茶)、タオルなどをお持ちください。
※おもちゃ、お菓子は持ってこないでください。
※予約不要。
※車でのお来園はご遠慮ください。

- ◆問合せ やわらぎ保育園 ☎98-0063
松の木保育園 ☎98-2882
子育て支援課 ☎98-5596



おひさまひろば ③

子どもを安心して遊ばせたり、様々な人と情報交換したり、たまにはほっと一息つきたい、ちょっと悩みを聞いてほしい、そんな声にお応えする場所です。

子育てをしているお母さん、お父さん、おばあちゃん、おじいちゃん、お子さんと一緒に遊びに来てください。

- 【とき】** 8月3日、10日、17日、24日、31日 毎金曜日
午前9時45分～午後4時

【ところ】 町立幼稚園2階 おひさまひろば

【対象】 未就園児と保護者

※ベッドがあるので生後2、3か月のお子さんと参加して頂く事も可能です。

※予約は不要です。開放時間内にお越しください。

※お持ち頂いた昼食を食べて頂くことが出来ませ(離乳食も温められます)。

- ◆問合せ 子育て支援課 ☎98-5596



すこやかホール開放 ③

みんなで遊べるようホールを開放しています。

相談・身体測定をご希望の方は母子手帳をお持ち頂き、受付時間内にお越しください。

- 【とき】** 8月8日(水)、22日(水)
午前9時30分～11時30分
受付：午前9時30分～10時30分

【ところ】 町立保健センター2階 すこやかホール

【対象】 就園前までのお子さんと保護者

- ◆問合せ 子育て支援課 ☎98-5596

おひさまひろば「ぷらす」 ③

おひさまひろば「ぷらす」は、おひさまひろばのイベントデーのことです。

- 【とき】** 8月10日(金) 午前9時45分～11時30分

【ところ】 町立幼稚園2階 遊戯室・園庭

【持ち物】 水筒(お茶)・タオル・着替え

【内容】 水遊び

※保護者の人も動きやすい服装でお越しください。

※予約は不要です。

- ◆問合せ 子育て支援課 ☎98-5596



子育て応援イベント

まっちゃんと親子で遊ぼう!! ③

今年も、まっちゃんが楽しい歌と素敵なお話を携えて太子町にやってきます!

また、地域の保育園・幼稚園・ボランティアの協力による楽しい遊びのコーナー「子育て応援ブース」も出店します。

ママ、パパ、ファミリーそろって楽しい時間を過ごしませんか?

- 【とき】** 9月2日(日)

○受付：午前9時30分～10時30分

○子育て応援ブース(スタンプラリー・参加賞有)

午前9時30分～10時20分

○まっちゃんと遊ぼう

午前10時30分～正午

【ところ】 町立万葉ホール

【対象】 就学前までのお子さんとその保護者(学童期のきょうだい児は参加可)

【持ち物】 お茶・着替えなど。保護者の人も動きやすい服装でお越し

ください。

【参加費】 無料

【申込】 不要。受付時間内にお越しください。

●まっちゃんこと町田 浩志氏プロフィール

つながりあそびうた研究所研究主任。埼玉で私立保育園に10年間勤務し、同園の園長も務める。実践向きの作品は各地で人気。現在は、保育園・幼稚園などの子ども達と先生、そして、お母さん・お父さんに「つながりあそびうた」を届けに全国巡業中。

- ◆問合せ 子育て支援課 ☎98-5596

ひとり親家庭のための就業支援講習会 受講生募集

(社福)大阪府母子寡婦福祉連合会では、下記の講座の受講生を募集しています。往復ハガキに、希望の講座名と住所、氏名、年齢、職業、電話番号、志望の動機、以前当連合会で受講した

講座名(該当者のみ)、保育の有無(対象は2歳～就学前まで)を明記し、お申込みください。

なお、応募多数の場合は抽選になります。

○パソコン初級(定員25人)

【とき】

10月14日～12月9日

全8回 毎日曜日(11月11日は休み)

午前10時～午後4時

【ところ】

高槻市立総合市民交流センター

【受講料】

7,000円(教材費含む)

【申込】

8月14日(火)～9月14日(金)

※当日消印有効。

◆申込・問合せ

〒540-0012大阪市中央区谷町5-4-13

大阪府谷町福祉センター内

大阪府母子家庭等就業・

自立支援センター

☎06-6762-9498

第10回

富田林商工会太子町支部

夏祭り

たいし聖徳市



祭

縁日

商工会&聖徳市
午後5時～

8月11日(土)

午後5時～10時

太子町役場駐車場
(小雨決行)

オーブンイベント
午後5時30分～

大抽選会

会場内で抽選券を販売
午後7時～



盆踊り
(江州・河内音頭)
午後8時～

主催 富田林商工会太子町支部
協賛 たいし聖徳市実行委員会
協力 太子町婦人会

※ 駐車場がありませんので、車でのご来場は、ご遠慮ください。

◆問合せ 観光産業課 ☎98-5521

地域公共交通について考える ⑧

●「社会実験（実証運行）」の意義

以前にも紹介しました通り、今年度、太子町地域公共交通会議では、地域公共交通網形成計画（網形成計画）を策定します。そして、この計画に基づいて、できるだけ早い時期に、社会実験（実証運行）を実施する予定にしています。そこで、今回は「社会実験を実施する意義」について考えてみたいと思います。

実験といえば、物理学や化学などの「自然科学」の分野ではごく日常的に行われています。しかし、地域公共交通に関することは、経済学や社会工学の範疇にあることが多く、社会・経済と対象とする「社会科学」の分野では、実験というものは、これまであまり馴染みませんでした。

そこで、理論や統計学による「推計」で実験の代わりをしてきましたが、これらに基づく取り組みが想定外の結果を生み、投資した資金以上の効果が得られないことがしばしば、全国各地で見られました。他方、地域や都市に関する問題が非常に複雑化しているため、結果や効果を想定することそのものが難しくなり、「実際にやってみないとわからない」ことが多くなってきました。

たとえば、地域公共交通に即していえば、バスが運行したら絶対に多くの利用者がある、と言われていたにも関わらず、結果は空気を運ぶようなことになったり、また、運賃が高いので利用者が少ないという理由で、運賃を半額に設定したところ、ほとんど利用者は増えず、かえって収支が悪化したなど、このような例は枚挙に遑がありません。

【地域公共交通網形成計画（網形成計画）とは】

地域公共交通を維持・改善していくことは、まちづくりや観光、さらには、健康や福祉、教育、環境などの多様な分野で大きな効果をもたらします。しかしながら、地域が抱える課題は様々で、解決すべき課題が異なれば、地域における公共交通の「必要性」や「あり方」も大きく異なってきます。

このような背景を踏まえ、国土交通省は「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」を改正、平成26年11月20日から施行することで、地方自治体では、地域公共交通網形成計画が策定されるようになりました。

この計画は、様々な公共交通——太子町の場合は近鉄電車、金剛バス、タクシー、予約型乗合ワゴン、総合福祉センターバスがこれに該当します——を網羅したネットワーク全体を一体的に形づくり、持続させることを目的として、地域全体の公共交通のあり方や課題解決方法、住民・交通事業者・行政の役割を明らかにするものです。

●河南町の地域公共交通も「社会実験中」です

隣接する河南町は2015年2月に「河南町地域公共交通基本計画」を策定、この基本計画に基づき、具体的な運行計画を検討すべく、2015年4月に「河南町地域公共交通会議」を設置しました。そして、2016年2月から、北部（大宝区域）および南部（鈴美台・さくら坂区域）を循環する「かなちゃんバス」と、主に河内区域を走行する「やまなみタクシー」の運行を始めています。すでに3年以上も運行が続いているため、本格運行と思っているかたもおられると思いますが、現在も「社会実験中」です。それは、住民のみなさんの細かなニーズをできるだけ把握・実現し、利用者の増加に結び付けるために、決して外せない重要なプロセスだからです。

この3年間のうちに、バス停をより便利なところに動かしたり、また、運賃（かなちゃんバス）も当初は200円でしたが、今は100円で実験中です。中村区域を運行していたルートを大幅にスリム化し、その分で南部循環ルートを充実（隔日運行から毎日運行に変更）されました。その結果、利用者は着実に増え、現在では、北部循環と南部循環ともに、月平均で1,600人程度の利用者があります。

河南町のみなさんはこの間、そして現在も、自治会や任意団体を中心に、利用促進運動に努力しながら、自分たちにとって使いやすい地域公共交通を提案しておられます。このように、社会実験は地域公共交通に対するニーズを把握するだけでなく、地域のみなさんが自分（たち）の気持ちを高める重要な期間でもあります。

●8月12日(日)の午後から、太子町地域公共交通シンポジウムを開催します！

7月8日(日)に「太子町の地域公共交通を考えるシンポジウム」を開催する予定でしたが、激しい大雨のため、中止となりました。そこで改めて、8月12日(日)の午後1時45分から「万葉ホール」で、太子町の地域公共交通を考えるシンポジウムを開催することになりました。

京都府宇治市で「レインボウバス」の本格運行をつかみ取った中心人物である、森本重和氏（宇治市明星町地区まちづくり協議会会長）をお招きし、取り組みの事例をご紹介します。そのほか、近畿運輸局や太子町民のかたなどにもご登壇頂き、パネルディスカッションを行います。

詳しくは、案内チラシをご覧くださいと思いますが、是非とも、ご近所お声掛けのうえ、ご参加をよろしくお願いいたします。

■本稿は、太子町地域公共交通会議会長・大阪産業大学経済学部教授の小川雅司氏が執筆したものである

70歳以上の国民健康保険・後期高齢者医療に加入中の人へ 8月から高額療養費制度が一部変更になりました

高額療養費制度は、家計に対する医療費の自己負担が過重なものとならないよう、医療機関の窓口で医療費の自己負担をお支払い頂いた後、月ごとの自己負担限度額（※1）を超える部分について、事後的に保険者から償還払い（※2）される制度です。

（※1）自己負担限度額は、被保険者の所得に応じて設定されます。

（※2）入院の場合や同一の医療機関での外来の場合、医療機関の窓口での支払いを自己負担限度額までにとどめる現物給付化の仕組みが導入されています。

制度改正により、平成30年8月から下記のとおり現役並み所得区分が細分化され、一般外来の負担額も変更されました。

現役並み所得者区分Ⅱ、Ⅰの人には、限度額適用認定証を発行しますので、必要な人は、保険医療課までご申請ください。

〈平成30年7月まで〉

所得区分	自己負担限度額（月額）	
	外来 （個人単位）	外来+入院 （世帯単位）
現役並み 所得者	57,600円	80,100円+1% （注1） （44,400円（注4））
一般	14,000円 （年間上限14.4万円）	57,600円 （44,400円（注4））
低所得	8,000円	Ⅱ 24,600円
		Ⅰ 15,000円



〈平成30年8月以降〉

所得区分	自己負担限度額（月額）	
	外来 （個人単位）	外来+入院 （世帯単位）
現役並み 所得者	課税所得690万円 以上	252,600円+1%（注2） （140,100円（注4））
	Ⅱ 課税所得 380万円以上	167,400円+1%（注3） （93,000円（注4））
	Ⅰ 課税所得 145万円以上	80,100円+1%（注1） （44,400円（注4））
一般	18,000円 （年間上限14.4万円）	57,600円 （44,400円（注4））
低所得	8,000円	Ⅱ 24,600円
		Ⅰ 15,000円

（注1）「1%」は、医療費が267,000円を超えた場合の超過額の1%に当たる額。

（注2）「1%」は、医療費が842,000円を超えた場合の超過額の1%に当たる額。

（注3）「1%」は、医療費が558,000円を超えた場合の超過額の1%に当たる額。

（注4）被保険者が高額医療費に該当した月から直近1年間に、世帯単位で3回以上高額医療費に該当した場合の4回目以降の額（他の医療保険での支給回数は通算されません）。

※入院時の食事代や差額ベッド代など保険診療外の費用は含みません。

※月の途中で75歳となられた人の場合、その誕生日については、誕生日前に加入していた医療保険制度と誕生日後の後期高齢者医療制度における自己負担限度額が、それぞれ通常月の2分の1（半額）になります。

◆問合せ 後期高齢者医療制度に関すること 大阪府後期高齢者医療広域連合 ☎06-4790-2031（給付課）
国民健康保険制度に関すること 保険医療課 ☎98-5516

第58回 太子町文化祭

今年も文化交流の場として、太子町文化祭を次のとおり行います。

【とき・ところ】

・10月27日(土)

町立公民館 午前10時～午後8時
役場1階ロビー・まちづくり観光交流センター
午前10時～午後7時
町立万葉ホール 午後1時～午後5時

※お茶席は午後4時まで。

・10月28日(日)

町立公民館・役場1階ロビー・まちづくり観光交流センター
午前9時～午後3時
町立万葉ホール 午前10時～午後3時

※お茶席は午後2時30分まで。

《菊花展》10月23日(火)～11月6日(火)

町立万葉ホール前 表彰式：10月25日(木)

文化祭の作品出展者及び演芸出演者募集

文化祭に出展する作品及び演芸に出演される人を募集します。申込期間及び作品の規格、出演の決まりについては、次のとおりです。

【申込受付期間】 8月18日(土)～9月4日(火)

午前9時～午後5時30分

※ただし、休館日（月曜日）は除く。

【申込方法】 町立公民館窓口で、作品出展・演芸出演申込書に必要な事項を明記し、ご提出ください。

【作品の規格など】

- ①絵画（日本画・洋画・版画など）15号以内（額装※ガラス不可）
- ②書 半切以内（額装・軸装）
- ③写真 全紙以内（額装）
- ④陶芸・彫刻（木彫り）・工作（床面30cm 四方以内）
- ⑤その他（手芸など）の作品1m四方以内
出展数は一人1点とさせていただきます。


【一般出演の決まり】

- ①出演時間は、一人の場合は5分以内、団体の場合は15分以内。
- ②演奏などに必要な音源は各自でお持ちください（CD、または、テープ）。
- ③出演の順番は文化連盟で決定し、書面で連絡します。出演の30分前には万葉ホールへお集まりください。

文化祭演芸・展示部門申込者説明会

演芸部門 9月10日(月) 午後7時～
まちづくり観光交流センター1階研修室1・2
展示部門 9月11日(火) 午後7時～
公民館第2集会室

◆問合せ 町立公民館 ☎98-5530
生涯学習課 ☎98-5534


労働
**求人・求職情報フェアin南河内
～地元企業で働いてみませんか～**

南河内の企業を集めた「求人・求職情報フェア」を行います。

就職面接会のほか、就職を希望する人、就労について悩み・相談のある人はぜひ、ご参加ください。

【と き】 9月4日(火)
午後1時～4時

【ところ】 すばるホール3階

【内容】

求人企業による就職面接会、ハローワーク求人情報検索コーナーと職業紹介、各種相談コーナー(労働相談、障がい者就業・生活相談、総合生活相談、母子家庭生活相談、若者の就労相談、中高年齢者就業相談、シルバー人材センター就業相談、社会保険・労働保険相談、セブン・イレブンシニアスタッフお仕事説明会、働くこと、Q&Aパネル展示など)

※就職面接会への参加を希望する人は、必ず履歴書をお持ちください(ハローワークカードをお持ちの方は同カードもご用意ください)。また、複数の企業との面接もできますので、予備の履歴書をお持ちになることをお勧めします。

◆問合せ 富田林市商工観光課
☎25-1000 (内線482)


暮らし
**マイナンバーカード(個人番号カード)
の交付は、お盆休みをご利用ください**
**マイナンバーカード(個人番号カード)
受け取りの流れ**

申込みされたマイナンバーカードができあがり、役場に届いたことをお知らせする交付通知書(ハガキ)が申請者のご自宅に届きます。通知書が届きましたら、必要な持ち物をお持ちになり、ご本人が住民人権課にお越しください(15歳未満の人と成年被後見人の場合は、本人に法定代理人が同行してください)。本人確認のうえ、暗証番号を設定頂くと、カードを受け取ることができます。

8月は休日交付日は設定しませんが、夏休み、お盆休みを利用して、通常は平

日の役場開庁日に受け取りに来ることが困難な人も受け取ることができる機会が増える月です。

まだ、カードを受け取っていない人はぜひ、この機会をご利用ください。

交付の際に必要な持ち物は、通知カードに同封されていた案内の7ページ、交付通知書、町ホームページでご確認ください。

◆問合せ 住民人権課 ☎98-5515

くらしとお金に役立つ講演会

【と き】 10月6日(土)
午後1時30分～3時

【ところ】 大阪商工会議所7階
国際会議ホール

【対象】 府民一般

【内容】 「介護のミ・カ・タ ～知っておきたい心の準備、お金の準備～」

【講師】 タレント・女優
荒木 由美子氏

【定員】 400人

【参加費】 無料

【申込】 ハガキ、ファックス、または、メールで以下の内容を明記し、お申込みください

①10月6日②郵便番号③住所
④氏名(フリガナ)⑤年齢⑥
電話番号⑦同伴者の氏名、年
代⑧広報太子

◆申込・問合せ

〒530-8660


大阪市北区中之島2-1-45

日本銀行大阪支店内 大阪府金融広報
委員会事務局

☎06-6206-7748

FAX06-6233-6080

Eメール osaka@shiruporuto-net.jp


催し
花の文化園 8月イベント
■昆虫標本づくり教室

日本昆虫協会会員金森氏による、大好評の昆虫標本づくり体験。世界で一つだけの昆虫標本をつくってみよう。

【と き】 8月4日(土)、25日(土)

①午後1時～2時30分

②午後3時～4時30分

【定員】 各回20人

【参加費】 500円

※入園料が別途必要です。

※要予約。

■あゆのつかみ取り体験&塩焼き販売

自然の恵みを体験できるあゆのつかみ取りと塩焼きを販売します。絶妙な塩加減と焼き加減のおいしい焼き立てをどうぞ!

【と き】 8月18日(土)
午前10時～

※荒天中止。

【参加費】 1回500円

※入園料が別途必要です。

※数量限定。

■スプラッシュガーデン

芝生広場で水遊びができます。大好評のスプリンクラーも登場!

【と き】

7月21日(土)～8月26日(日)

【ところ】 芝生公園

※濡れてもよい服装でお越しください。

天候、グラウンドコンディションにより開催を中止する場合があります。

◆問合せ

大阪府立花の文化園 ☎63-8739

8月10日(金)は「道の日」です!

道路は、本来、人や車の通行を目的に整備されてきましたが、上下水道や電線などを収容する空間、災害時の避難路や火災発生時の延焼防止の空間、さらには歴史街道や道の駅のように、人々にやすらぎを与える場となるなど、様々な役割を果たしています。

このように、道路は私たちの暮らしに欠くことのできない大切なものですが、ゴミや空き缶のポイ捨て、車道と歩道の段差に乗り入れるための、ブロックや鉄板の違法設置、さらには違法駐車や自転車の放置などが日常的に見られます。

そこで、利用者が道路を常に、美しく、安全に使用することを目的に、毎年8月を「道路ふれあい月間」、8月10日を「道の日」としています。これを機に、身近な道路を見つめ直しましょう。

◆問合せ 地域整備課 ☎98-5523



固定資産税の第2期納期限は8月31日(金)です

固定資産税の第2期納期限は、8月31日(金)です。忘れずにお納めください。

納付書にコンビニエンスストア収納用のバーコードの印刷があるものは、全国のコンビニエンスストアで納めることができます。

詳しくは、納付書をご覧ください。

また、口座振替をご利用のみなさまは、残高の確認をお願いします。

平成30年度 各納期限

	第1期	第2期	第3期	第4期
町・府民税	7月2日	10月1日	11月30日	1月31日
固定資産税	5月31日	8月31日	10月31日	12月28日
軽自動車税	5月31日			

なお、納期限までに税金を納めて頂かないと、次のような督促手数料や延滞金がかかります。

また、督促状を送付した日から起算して10日を経過した日までに税金を完納しない場合は、滞納処分を受けることになります。

(1)督促手数料

督促状を発送した場合1通につき100円

(2)延滞金

納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて年8.9%（ただし、納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年2.6%）の割合で計算した延滞金がかかります。

◆問合せ 税務課 ☎98-5517

心身障がい者児童生徒教育給付金の申請受付

支援学校（小・中学部）、または、町立小中学校の支援学級に自宅（町内在住）から通学している児童・生徒の保護者に対して、経済的負担を軽減することを目的に、給付金を支給します。

該当される人には、8月下旬に申請書類などを郵送します。

お手元に届かない場合は、お問い合わせください。

◆問合せ 教育総務課 ☎98-5533

個人事業税

第1期分の納期限は、8月31日(金)です。期限内に納付して頂きますよう、よろしくをお願いします。

8月に第1期分及び第2期分の納付書をまとめて送付します（口座振替ご利用の人を除きます）ので、納付時にはお間違いのないようご注意ください。

※年間の税額が1万円以下の場合、第2期分の納付書はありません。

※個人事業税の納付用紙のうち、コンビニエンスストア収納用のバーコードが印刷されたもの（30万円以下のもの）については、以下の全国のコンビニエンスストアで納めることができます。サークルK、サンクス、セブン-イレ

ブン、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ファミリーマート、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ヤマザキデイリーストア、ローソン、MMK（マルチメディアキオスク端末）設置店（五十音順）

※納付には、便利で安心・安全な口座振替制度をご利用ください。



©2014 大阪府もずやん

◆問合せ

大阪府南河内府税事務所
☎25-1131

消費税軽減税率制度説明会

2019年10月から行われる消費税の軽減税率制度についての説明会を以下のとおり行います。

とき		ところ
9月4日(火)	午後3時30分～4時30分	すばるホール2階 ホール
9月19日(水)	午前10時～11時30分	富田林納税協会2階 会議室
	午後2時～3時30分	
9月20日(木)	午前10時～11時30分	
	午後2時～3時30分	
9月21日(金)	午後3時15分～4時30分	
9月27日(木)	午後3時15分～4時30分	
10月22日(月)	午後1時30分～2時45分	富田林市民会館 中ホール
11月16日(金)	午後3時～4時	すばるホール2階 ホール

※各会場の駐車場には限りがあります。

※どなたでもご参加頂けますが、会場の収容人数を超えた場合は、受付を終了する場合があります。あらかじめご了承ください。

なお、各税務署では、随時、軽減税率制度説明会を行っています。開催予定は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）からご確認ください。

◆問合せ 富田林税務署 ☎24-3281

南河内「大阪産(もん)めぐり」スタンプラリー

南河内の農林産物などに親しんでもらうため、大阪産(もん)を扱う農産物直売所や飲食店、農林関係施設などをめぐるスタンプラリーを行います。参加店・施設から4か所のスタンプを集めて応募された人の中から抽選で、特賞、大阪産(もん)賞、または、各参加店・施設から提供頂いた大阪産(もん)農産物や施設利用券などの賞品をプレゼント。

応募用紙は参加店・施設のほか、南河内の市町村農林担当課などでも入手できます。

詳しくは、大阪府南河内農と緑の総合事務所ホームページをご覧ください。

【とき】9月21日(金)～12月9日(日)

◆問合せ 大阪府南河内農と緑の総合事務所 地域政策室 ☎25-1131 (内線210)



こども110番月間

8月は、「こども110番月間」です。地域のこどもは地域で守り、こどもたちが安心して暮らせる環境を確保するため、「こども110番」運動を推進しています。～家庭で心がけ、こどもたちに伝えましょう～

5つの約束まもうね！

- ①一人で遊びません
 - ②知らない人について行きません
 - ③つれて行かれそうになったら大声を出してたすけをもとめ、「こども110番の家」へにげこみます
 - ④だれとどこで遊ぶか、いつ帰るかを家の人に言ってから出かけます
 - ⑤お友だちがつれて行かれそうになったら、すぐに大人の人に知らせます
- ※こどもたちが登下校や遊びで外出する際には、防犯ブザーやホイッスルを持たせ、しっかりと活用するように教えましょう。



◆問合せ 生涯学習課 ☎98-5534

ちかんに注意！

平成29年中の大阪府内における強制わいせつの認知件数は777件で、全国最多でした。

被害にあわないためには、

- 「ながら歩き」はやめましょう

スマートフォンを操作したり、イヤホンで音楽を聴いたりしながら歩いていると、近づいてくる不審者に気が付きません。

○周囲を確認しましょう

夜間の一人歩きは特に気をつけ、明るく人通りの多い道を歩き時々後ろを振り返るなど周囲を警戒しましょう。

○防犯ブザーを持ちましょう

いざという時にすぐ使えるように携帯し、電池切れや故障がないかこまめに確認しましょう。

「不審者」を見かけたり、万一被害に遭われたら、すぐに110番をしてください。

◆問合せ 富田林警察署 ☎25-1234
危機管理課 ☎98-5525

夏の交通事故防止

夏休み中は外出する機会が増え、子どもたちも行動範囲が広がります。

また、高齢者の交通事故も増加傾向にあります。

このため、二輪車・自転車利用者の交通事故防止と、危険な飲酒運転撲滅のため、皆さんも交通安全を心がけましょう。

【自転車安全利用五則】

- ・自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ・車道は左側を通行
- ・歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ・安全ルールを守る
- ・子どもはヘルメットを着用

【飲酒運転の処罰】

- ・酒酔い運転
5年以下の懲役、または、100万円以下の罰金
- ・酒気帯び運転
3年以下の懲役、または、50万円以下の罰金
- ・飲酒検知（呼気検査）拒否

3か月以下の懲役、または、50万円以下の罰金

飲酒運転の処罰の対象は運転者だけではありません。車両の提供者・酒類の提供者・飲酒運転の車両の同乗者も、懲役、または、罰金などの処罰を受けます。

◆問合せ 富田林警察署 ☎25-1234
危機管理課 ☎98-5525

海難防止に努めましょう

マリンスポーツシーズンに入り、これから海に遊びに行く機会が増えます。海に親しむことは楽しいものですが、マリンスポーツに伴う事故が後を絶ちません。

疲れている時や飲酒した時の遊泳は事故に直結します。危険ですので、絶対に行わないでください。

また、プレジャーボートで遊ぶ人は、①出港前にエンジン・燃料などの確認、②常時見張りの徹底、③故障に備えた救助支援者の確保を確実にを行うとともに、ライフジャケットを着用してください。

事故が発生した時や、発見した時は、迷わず・素早く118番へ通報をお願いします。

◆問合せ 舞鶴海上保安部 ☎0773-76-4120

竹内街道・横大路(大道)

2017デジタルフォトコンテスト受賞作品の展示

竹内街道・横大路(大道)が日本遺産に認定されたことに伴い、2017年度デジタルフォトコンテストが行われました。

多数の応募作品の中から、入賞した作品が役場で展示されます。ぜひ、ご覧ください。

【とき】 8月6日(月)～24日(金)

【ところ】 町立万葉ホール前

◆問合せ 観光産業課 ☎98-5521



“お店や有料の教室・クラブ活動”をPRしませんか!!

○広報「太子」の有料広告を募集中

- ・大きさ 大枠：天地6センチメートル×19.5センチメートル／小枠：天地6センチメートル×9.7センチメートル
- ・色 2色刷り
- ・掲載料 大枠(1か月)：町内 8,000円、町外 10,000円／小枠(1か月)：町内 4,000円、町外 5,000円

○町のウェブページのバナー広告を募集中

- ・大きさ 天地50ピクセル×左右130ピクセル
- ・掲載料 3か月単位：町内 15,000円、町外 18,000円

※6か月以上の掲載には割引があります。

内容により掲載できない場合もあります。詳しくは、総務政策課までお問い合わせください。

◆問合せ 総務政策課 ☎98-0300

医療・健康保険

8月は老人医療（一部負担金相当額等一部助成）医療証の更新月です

○老人医療（一部負担金相当額等一部助成）制度

医療機関で受診すると窓口で医療保険適用の自己負担分（1～3割）が必要ですが、この自己負担分の一部を助成する制度です。

更新対象者は、平成30年3月31日時点で老人医療の資格を有していた人で、更新時に次のいずれかに該当する人です。

- ①身体障がい者手帳（1・2級）を取得している人。
- ②療育手帳（A）を取得している人。
- ③身体障がい者手帳（3～6級）と療育手帳（B1）の両方を取得している人。
- ④特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの人。または、指定難病にかかっていることが証明できる書類をお持ちの人。

- ⑤感染症法に基づく結核に係る医療を受けている人。
- ⑥障害者総合支援法に基づく精神通院医療を受けている人。

※上記の対象に該当していても所得制限がありますので、詳しくはご相談ください。

※医療証の有効期限が、7月31日（火）までとなっています。更新のご案内は、7月下旬に郵送しています。

○老人医療制度は、平成30年4月1日に制度が廃止となりました

上記①～③に該当する人は、8月1日から重度障がい者医療制度の対象者となります（更新時に医療証が重度障がい者医療証に変わります）。

④～⑥に該当の人で、平成30年3月31日に老人医療証（水色）をお持ちの人は

2021年3月31日まで経過措置の対象となります（更新時には、引き続き老人医療証を交付します）。

◆問合せ 保険医療課 ☎98-5516

限度額適用認定証で窓口のお支払いを軽減できます

国民健康保険に加入している人が、入院や通院をする場合に「限度額適用認定証」を医療機関に提示することで、窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。

また、住民税非課税世帯の人は、入院時の食事代を減額する制度もありますので、必要な人は事前にご申請ください。

なお、すでに交付済の認定証は、有効期限が7月31日（火）までとなっていますので、8月以降も交付を希望される場合は、再度申請が必要です（自動更新では

ありません）。

●申請できる人

- 国民健康保険料の未納のない世帯で、
- ・70歳未満の人
- ・70歳以上75歳未満の住民税非課税世帯の人
- ・70歳以上75歳未満で自己負担が3割の人のうち、課税所得が690万円未満の人

●申請方法

保険医療課の窓口にご申請ください。

●申請に必要なもの

- ・認定証が必要な人の国民健康保険被保険者証
- ・認定証が必要な人の個人番号（マイナンバー）がわかるもの
- ・印かん
- ・申請に来られた人の本人確認ができるもの（運転免許証など）

◆問合せ 保険医療課 ☎98-5516

「特別障がい者手当」・「障がい児福祉手当」

下記に該当する人は受給の対象となります。詳しくはご相談ください。

	「特別障がい者手当」月額26,940円	「障がい児福祉手当」月額14,650円
支給対象	満20歳以上の在宅の人で、身体、または、精神に著しく重度で永続する障がい（知的障がいを含む）があるため、日常生活に常時特別の介護を必要とする人	満20歳未満の在宅の人で、身体、または、精神に重度で永続する障がい（知的障がいを含む）があるため、日常生活に常時の介護を必要とする人
支給制限	(1) 病院等に3か月を越えて入院している人 (2) 施設に入所している人 (3) 本人、配偶者、扶養義務者の所得が一定額以上ある人	(1) 障がい年金などの障がいを支給理由とする年金を受給されている人 (2) 施設に入所している人 (3) 本人、配偶者、扶養義務者の所得が一定額以上ある人

【特別障がい者手当・障がい児福祉手当の現況届について】

現在、特別障がい者手当、障がい児福祉手当を受給している人は、受給資格確認のため、現況届（所得状況届を含む）の提出が必要です。現在受給している人には、必要な書類が送付されますので、必ずご提出ください。現況届が未提出の人は、提出されるまでの間、手当が差し止めになることがあります。

【提出期間】 8月13日（月）～24日（金）

【提出先】 福祉課

◆問合せ 富田林子ども家庭センター生活福祉課 ☎25-1131（内線298、244）
福祉課 ☎98-5519

8月の「し尿」収集日	収集日	種類
8月の「し尿」収集日	6日（月）	小型
	6日（月）	一般
	20日（月）	2回取り

8月の「ゴミ」収集日	種類	収集日
8月の「ゴミ」収集日	もえるゴミ	3日・7日・10日・14日・17日・21日・24日 28日・31日（毎週火・金曜日）
	粗大ゴミ	8日・22日（第2・第4水曜日）
	ビン・カン混合	13日・27日（第2・第4月曜日）
	金属類	1日・15日（第1・第3水曜日）
	ペットボトル	9日・23日（第2・第4木曜日）
	プラスチック製容器包装	2日・16日（第1・第3木曜日）

※粗大ごみで袋に入れて出される場合も、半透明のごみ袋を使用してください。くれぐれも黒色のごみ袋は使用しないでください。

※ごみは、必ず収集日の当日、午前7時までに出してください。※生ごみは、しっかり水分を切ってから出してください。

福祉

心の輪を広げる体験作文・障がい者週間のポスター募集

～あなたの素直な気持ちを伝えませんか?～

障がいのある人とない人との心のふれあいの体験を綴った作文や、障がい者への理解を促進するポスターを募集しています。

入賞者には、賞状などを贈呈します。

■作文

400字詰め原稿用紙（縦書き）で、小・中学生は2～4枚、高校生・一般は4～6枚

※点字や電子メールでの応募もできます。

■ポスター

小・中学生のみ。B3画用紙、または、四つ切りサイズ画用紙（縦長のみ）

※作文・ポスターの募集部門は、特別支援学校の児童生徒を含みます。

【募集期間】

7月2日(月)～9月5日(水)

【応募方法】

下記へ郵送（9月5日の当日消印まで有効）、または、お持ちください。

※土日、祝日については持込による受付は行っていません。

※詳しくは、ホームページをご覧ください。

◆応募・問合せ

〒540-8570 大阪市中央区大手前3丁目2番12号 大阪府福祉部障がい福祉室障がい福祉企画課権利援護グループ

☎06-6941-0351 (内線2481)

FAX06-6942-7215

<http://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/syougai-info/h30sakubunposuta.html>

障がい者の出張相談窓口

相談支援事業所の専任職員による出張相談窓口を開設します。

相談希望の人は、8月10日(金)までにご予約ください。

また、障がいのある人やその家族が地域で安心して生活できるよう、相談支援事業所で随時、専任職員が相談に応じています。

【と き】 8月16日(木)

午後1時～3時

【ところ】 役場1階 相談室

◆問合せ 福祉課 ☎98-5519

健康

V.O.S. (野菜たっぷり・適油・適塩)メニューを知っていますか?

生活習慣病予防のためには、野菜たっぷり、油と塩は控えめにした健康的な食生活が大切です。

大阪府では、野菜 (Vegetable) ・油 (Oil) ・塩 (Salt) の量に配慮した食事を「V.O.S.メニュー」とし、ロゴマークと基準を作成しました。

V.O.S.メニューを提供しているお店は、大阪府のホームページで紹介しています。

外食・中食のお店を選ぶ時にご活用ください。

また、V.O.S.メニューの申請・相談は藤井寺保健所広域栄養チームへご相談ください。



【V.O.S.メニューの基準（1食あたり）】

Vegetable …野菜たっぷり 野菜量 120g以上

Oil ……適油 脂肪エネルギー比率30%以下

Salt ……適塩 食塩3.0g以下

【費用】 申請に係る手続きは無料

◆問合せ

大阪府藤井寺保健所企画調整課

広域栄養チーム ☎072-955-4181

被爆二世健康診断

【対象】

府内に在住する被爆二世で受診を希望する人

【とき・ところ】

申込み後、本人に直接通知します。

【申込】

9月3日(月)～10月31日(水)に、最寄りの保健所でお申込みください。

※実父母の被爆者健康手帳の番号と受診申込者の印かんが必要です。

【費用】 無料

◆問合せ

大阪府健康医療部保健医療室

地域保健課疾病対策・援護グループ

☎06-6944-9172

わいわい朝市



【と き】 毎週土・日曜日と祝日
【ところ】 道の駅 近つ飛鳥の里・太子

◆問合せ
近つ飛鳥の里・太子運営協議会
☎98-2786

8月の相談	種類	日程	時間	場所	問い合わせ先
	行政(国の行政に関すること)	10日(金)	13:00～15:00	役場3階第2会議室	総務政策課 ☎98-0300
	消費者※1	平日の(月)～(金)	9:00～16:00	富田林市役所	富田林市消費生活センター ☎25-1000(内線186)
	教育(いじめ110番・進路)	平日の(月)～(金)	9:00～17:00	教育委員会	学務指導課 ☎98-5532
	人権※2			住民人権課	住民人権課 ☎98-5515
	就労			観光産業課	観光産業課 ☎98-5521
心配ごと	10日(金)・24日(金)	13:30～15:00	役場1階第2相談室	社会福祉協議会 ☎98-1311	

※1 消費者相談は正午～午後1時までの間、対応できません。 ※2 人権相談は、河南町・千早赤阪村役場での相談も可能です。



元気になれる勉強会

～発達障がいの子どもの育てる先輩ママから学ぶ～

ペアレントメンターをお招きし、発達障がいを持つお子さんの子育てについてお話をして頂きます。

その体験談から得られる子どもをみる視点や対応の工夫は、発達障がいの有無に関わらず、皆さんの子育てのヒントを見つけ出す機会になるかと思います。

「こんな時どう対応したらいいの?」という皆さんの質問にお答えする時間もありますので、ぜひご参加ください。

【とき】

8月22日(水)
10時30分～11時45分

【ところ】 町立万葉ホール

【対象】

- ・発達障がいの子どもの育てる保護者
- ・幼児から中学生までの子どもを育てる保護者

【内容】

- ・発達障がいの基礎知識
- ・ペアレントメンターによる体験談
- ・困ったときの対応について、皆さんの疑問に答えます!

【参加費】 無料

【申込】

窓口、または、電話でお申込みください。

●ペアレントメンターとは

発達障がいの子どもの育てる親であり、その経験をいかして、子どもへの関わり方や、保護者目線での情報提供などの活動を行っている。

◆申込・問合せ

子育て支援課 ☎98-5596

児童扶養手当現況届・特別児童扶養手当所得状況届の提出を忘れずに

【児童扶養手当現況届】

現在、児童扶養手当を受給されている人の受給資格は、7月31日(火)までとなっています。引き続き児童扶養手当を受給するためには、毎年8月に現況届を提出しなければなりません。現況届を提出しないと8月分以降の手当を受けられなくなりますので、必ず8月1日(水)～31日(金)までにご提出ください。なお、現況届の用紙が8月6日(月)を過ぎても届いていない場合は、子育て支援課へご連絡ください。

○児童扶養手当とは?

ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するとともに、児童の健全な育成を図ることを目的として、18歳までの児童を養育し、支給要件を満たしている人に支給します。

受付時間：午前9時～午後5時30分

※8月28日(火)は午後8時まで受け付けます。

【特別児童扶養手当所得状況届】

現在、特別児童扶養手当を受給されている人の受給資格は、7月31日(火)までとなっています。引き続き特別児童扶養手当を受給するためには、毎年8月に所得状況届を提出しなければなりません。所得状況届を提出しないと8月分以降の手当を受けられなくなりますので、必ず8月10日(金)～9月11日(火)までにご提出ください。なお、所得状況届の用紙が8月15日(水)を過ぎても届いていない場合は、子育て支援課へご連絡ください。

○特別児童扶養手当とは?

障がい児のいる家庭を支援し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、20歳未満の中程度以上の障がいのある児童を養育し、支給要件を満たしている人に

テレホン・メモ

学校給食センター	☎98-4607 FAX98-4609
教育委員会事務局	☎98-5533 FAX98-4514
公民館	☎98-5530 FAX98-5530
まちづくり観光交流センター (観光産業課)	☎98-5521 FAX98-4514
総合福祉センター (社会福祉協議会)	☎98-1311 FAX98-2111
水道 (太子水道センター)	☎98-5536 FAX98-5175
板屋橋浄水場	☎98-5537 FAX98-4622
総合スポーツ公園 (総合体育館)	☎98-5344 FAX98-5346
保健センター	☎98-5520 FAX98-3600
竹内街道歴史資料館	☎98-3266 FAX98-3279
消防署太子分署	☎98-3299 FAX98-4599
病院紹介	☎23-9919
休日診療所	☎28-1333
富田林警察署	☎25-1234
火災・救急救助	☎119

支給します。

受付時間：午前9時～午後5時30分

※8月28日(火)は午後8時まで受け付けます。

◆問合せ

子育て支援課 ☎98-5596

ひとり親家庭などの出張相談窓口

ひとり親家庭の皆さんに対して、就業や生活、子育てなどについての相談や情報提供などの支援を行うため、専任職員による出張相談窓口を開設します。

また、富田林子ども家庭センターでは随時、母子・父子自立支援員が面接、または、電話で相談に応じています。

【とき】 8月6日(月)

午後2時～4時

【ところ】 役場1階 相談室

◆問合せ

子育て支援課 ☎98-5596

富田林子ども家庭センター

生活福祉課 ☎25-1131

広告

子どもたちを水の事故から守りましょう!

夏休み中は、子どもの水遊びなどで水の事故にあう可能性が高くなります。

一人ひとりが次のことに注意し、水難事故を防止しましょう。

★子どもだけで水遊びをさせない!

★子どもから目を離さない!

★万一のために救命具の準備を!

◆問合せ 富田林警察署 ☎25-1234

募集

「時代行列」参加者募集

～古代衣装を着て、時代行列に参加しませんか～

【とき】10月20日(土)

午後2時30分～4時

【ところ】竹内街道(春日妙見寺～旧山本家住宅までの約1.5km)

※集合場所は役場になります。詳しくは参加者にご案内します。

【対象】町内在住の大人

【定員】10人

※定員を超えた場合は抽選になり、当選者には後ほど通知します。

【参加費】無料

【申込】8月1日(水)～14日(火)までに、総務政策課窓口までお申し込み頂くか、ハガキに住所、

氏名、年齢、性別、電話番号を明記し、ご郵送ください。

※窓口は、午前9時～午後5時30分まで(土日を除く)。

※ハガキでの申込みは、8月14日(火)の消印まで有効。

◆申込・問合せ

〒583-8580 太子町大字山田88番地

総務政策課「時代行列」担当

☎98-0300

南河内環境事業組合職員募集

【募集職種】

①技術職上級(電気、または、機械)

②技術職上級(化学)

【採用予定人数】

①3人程度 ②1人程度

【受験資格】

①昭和60年4月2日以降に生まれた人で、大学(短期大学を除く)で電気、ま

たは、機械を専攻し、卒業、または、平成31年3月31日までに卒業見込みの人

②昭和60年4月2日以降に生まれた人で、大学(短期大学を除く)で化学を専攻し、卒業、または、平成31年3月31日までに卒業見込みの人

【第一次試験日】8月26日(日)

【試験内容】基礎能力試験、適性検査、集団面接試験、専門試験

【受付期間】8月1日(水)～16日(木)

午前9時～午後5時30分

※土日を除く。

南河内環境事業組合総務企画課窓口か、組合ホームページで交付される申込書に必要な事項を明記し、お申込みください。

※郵送の場合、8月14日(火)の消印まで有効。

◆申込・問合せ

〒584-0054 富田林市大字甘南備2345

南河内環境事業組合総務企画課

☎33-6584

アルバイトを募集します

【申込書類】エントリーシート(写真貼付)及び応募資格要件の証明書などの写し

※申込書類は返却しません。

※エントリーシートについては、秘書課で配付します。また、町ホームページからもダウンロードできます。

【任用期間】①9月1日～9月30日

②10月1日～平成31年3月31日

※勤務成績が良好な場合は、更新あり。

【申込期間】8月1日(水)～22日(水) 午前9時～午後5時30分

※土日、祝日は除く。

【採用方法】受付終了後、書類審査、面接などにより任用の決定を行います。面接日時は別途連絡します。

【申込場所】役場3階 秘書課

◆問合せ 秘書課 ☎98-5531

	主な業務内容	募集人数	勤務形態	賃金	応募資格
①	町立幼稚園での臨時保育指導員	3人	<p>【勤務日】月～金曜日のうち週2～3日程度(シフト制)</p> <p>【勤務時間】午前11時15分～午後4時15分(水曜日) 午後1時45分～4時15分(水曜日以外)</p> <p>※交通費支給(月のうち勤務日数が10日に満たない場合は半額支給)。</p>	1,060円(時給)	幼稚園教諭免許、または、保育士免許
②	竹内街道歴史資料館で来館者受付及び事務補助	若干名	<p>【勤務日】火・水・木・金・土・日曜日および祝日のうち週2日程度(ローテーション)</p> <p>【勤務時間】午前9時～午後5時</p> <p>※交通費支給(月のうち勤務日数が10日に満たない場合は半額支給)。</p>	940円(時給)	パソコン操作ができる人

竹内街道と西国巡礼の歴史 ①

太子町葉室の仏眼寺には「オセタ」というものが伝わっています。笈のようなもので、開くと西国三十三所の観音像のミニチュアがおさめられています。これは、かつて仏眼寺を中心に活動をしていた三十三度行者という僧が使っていたもので、これを背負い西国三十三所観音霊場を33度めぐるといって修業を行っていました。西国三十三所巡礼は那智山青岸渡寺を1番として、33番の岐阜県谷汲の華嚴寺までのおよそ970kmを巡るもので、1回およそ3か月もかかりました。行者は道中の民家で宿を借り、このオセタを開き先祖供養などを行いながら巡礼を続け、およそ11年をかけて33度の満願を果たしました。満願を果たした行者は、位牌を託した村々を挙げて供養され、大きな石塔が建てられました。現在、葉室と山田東條の観音堂にある石塔がそれです。

仏眼寺は、平安時代に初めて西国三十三所巡礼をした花山法皇の案内をつとめた仏眼上人が開いた寺とされ、上人は聖徳太子御廟の前で花山法皇とめぐりあったと伝えられます。また、西国三十三所が5番「葛井寺」、6番「壺阪寺」、7番「岡寺」、8番「長谷寺」と続くことから、巡礼者の多くが竹内街道を利用しました。

竹内街道歴史資料館では9月29日(土)～12月2日(日)まで、このオセタや関連美術を展示した企画展「竹内街道と西国巡礼の歴史」を行います。



▲開帳したオセタ

◆問合せ 生涯学習課 ☎98-5534